

## 春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 2,200円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 2,200円
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 1 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又はエネルギー			

の使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項1において同じ。)が提出された場合(1) 一戸建ての住宅 5,000円(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額ア 申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項及び都市の低炭素化の

促進に関する法律  
第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項において「申請住戸数」という。)が1戸のもの 5,000円

イ 申請住戸数が1戸を超える5戸以下のもの 10,000円

ウ 申請住戸数が5戸を超える10戸以下のもの 18,000円

エ 申請住戸数が10戸を超える25戸以下のもの 31,000円

オ 申請住戸数が25戸を超える50戸以下のもの

	52,000円			
カ	申請住戸数が50戸を超えるもの			
	94,000円			
キ	申請住戸数が100戸を超える200戸以下のもの			
	149,000円			
ク	申請住戸数が200戸を超える300戸以下のもの			
	188,000円			
ケ	申請住戸数が300戸を超えるもの			
	201,000円			
(3)	住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額			
ア	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下のもの			
	10,000円			
イ	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以下のもの			

31,000円  
ウ 床面積  
の合計が  
2,000m<sup>2</sup>を  
超え5,000  
m<sup>2</sup>以下の  
もの  
94,000円

エ 床面積  
の合計が  
5,000m<sup>2</sup>を  
超え  
10,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の

149,000円  
オ 床面積  
の合計が  
10,000m<sup>2</sup>  
を超える  
25,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の

188,000円  
カ 床面積  
の合計が  
25,000m<sup>2</sup>  
を超える  
もの  
235,000円

## 2 1 以外の場

合

(1) 一戸建  
ての住宅  
38,000円

(2) 住宅用  
途を含む建  
築物の住戸  
部分 次に  
掲げる区分  
に応じそれ  
ぞれ次に定  
める額

ア 申請住  
戸数が 1

戸のもの	
38,000	
円	
イ 申請住戸数が1戸を超えるもの	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超える10戸以下のもの	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超える25戸以下のもの	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超える50戸以下のもの	203,000円
カ 申請住戸数が50戸を超える100戸以下のもの	301,000円
キ 申請住戸数が100戸を超える200戸以下のもの	411,000円
ク 申請住戸数が200戸を超える300戸以下のもの	539,000円

ケ 申請住戸数が300戸を超えるもの  
633,000円

(3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以下のもの  
111,000円

イ 床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以下のもの  
192,000円

ウ 床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>を超えて5,000m<sup>2</sup>以下のもの  
303,000円

エ 床面積の合計が5,000m<sup>2</sup>を超えて10,000m<sup>2</sup>以下のもの  
394,000円

オ 床面積の合計が10,000m<sup>2</sup>を超えて25,000m<sup>2</sup>以下のもの

の  
474,000円  
カ 床面積  
の合計が  
25,000m<sup>2</sup>  
を超える  
もの  
553,000円

(4) 住宅用  
途を含む建  
築物の住宅  
用途以外の  
部分及び非  
住宅建築物  
次に掲げ  
る区分に応  
じそれぞれ  
次に定める  
額

ア 床面積  
の合計が  
300m<sup>2</sup>以下  
のもの  
250,000円

イ 床面積  
の合計が  
300m<sup>2</sup>を超  
え2,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の  
412,000円

ウ 床面積  
の合計が  
2,000m<sup>2</sup>を  
超え5,000  
m<sup>2</sup>以下の  
もの  
591,000円

エ 床面積  
の合計が  
5,000m<sup>2</sup>を  
超え  
10,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の

		<p>731,000円 才 床面積 の合計が 10,000m<sup>2</sup> を超え 25,000m<sup>2</sup> 以下のも の 867,000円 才 床面積 の合計が 25,000m<sup>2</sup> を超える もの 989,000円</p>		
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画の認定の申請手数料	<p>前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額</p> <p>1 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が30m<sup>2</sup>以下のもの 7,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30m<sup>2</sup>を超える100m<sup>2</sup>以下のもの 14,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超える200m<sup>2</sup>以下のもの 24,000円</p>		

(4) 床面積  
の合計が200  
m<sup>2</sup>を超える500  
m<sup>2</sup>以下のもの  
の 31,000  
円  
(5) 床面積  
の合計が500  
m<sup>2</sup>を超える  
1,000m<sup>2</sup>以下の  
もの  
58,000円  
(6) 床面積  
の合計が  
1,000m<sup>2</sup>を超える  
2,000m<sup>2</sup>以下  
のもの  
78,000円  
(7) 床面積  
の合計が  
2,000m<sup>2</sup>を超える  
10,000m<sup>2</sup>  
以下のもの  
235,000円  
(8) 床面積  
の合計が  
10,000m<sup>2</sup>を超える  
50,000  
m<sup>2</sup>以下のもの  
の 420,000  
円  
(9) 床面積  
の合計が  
50,000m<sup>2</sup>を超えるもの  
777,000円

2 建築基準法  
第87条の2の  
昇降機に係る  
部分が含まれ  
る場合 次に  
掲げる区分に  
応じそれぞれ  
次に定める額  
(1) 昇降機

を設置する  
もの ((2)  
に掲げるも  
のを除く。)

1基につ  
き 14,000  
円

(小荷物専  
用昇降機に  
ついては、  
5,000円)

(2) 建築基  
準法第6条  
第1項の規  
定による確  
認を受けた  
昇降機の計  
画を変更し  
て昇降機を  
設置するも  
の 1基に  
つき 7,000  
円

(小荷物専  
用昇降機に  
ついては、  
4,000円)

3 構造計算適  
合性判定を要  
する場合 申  
請に係る構造  
計算適合性判  
定を要する一  
の建築物につ  
き次に掲げる  
区分に応じそ  
れぞれ次に定  
める額

(1) 判定対  
象床面積が  
1,000m<sup>2</sup>以下  
のもの  
ア イ以外  
のもの  
166,800円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの  
115,350円

(2) 判定対象床面積が  
1,000m<sup>2</sup>を超  
え2,000m<sup>2</sup>以  
下のもの  
ア イ以外  
のもの  
222,450円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの  
143,700円

(3) 判定対象床面積が  
2,000m<sup>2</sup>を超  
え10,000m<sup>2</sup>  
以下のもの  
ア イ以外  
のもの  
255,000円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの  
157,350円

(4) 判定対象床面積が  
10,000m<sup>2</sup>を  
超え50,000  
m<sup>2</sup>以下のもの

		<p>の ア イ以外 のもの 336,900円</p> <p>イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの 199,350 円</p> <p>(5) 判定対 象床面積が 50,000m<sup>2</sup>を 超えるもの ア イ以外 のもの 619,350円</p> <p>イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの 337,950 円</p>		
都市の低炭素 化の促進に關 する法律第55 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新 築等計画の変 更の認定の申 請に対する審 査（次項に規 定する審査を 除く。）	低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	<p>次に掲げる額を それぞれ合算し て得た金額</p> <p>1 変更後の低 炭素建築物新 築等計画が都 市の低炭素化 の促進に關す る法律第54条 第1項各号に 掲げる基準に 適合している ことを示す書 類が提出され た場合</p> <p>(1) 一戸建 ての住宅 2,500円</p>		

(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 申請住戸数が1戸のもの 2,500円

イ 申請住戸数が1戸を超える5戸以下のもの 5,000円

ウ 申請住戸数が5戸を超える10戸以下のもの 9,000円

エ 申請住戸数が10戸を超える25戸以下のもの 15,500円

オ 申請住戸数が25戸を超える50戸以下のもの 26,000円

カ 申請住戸数が50戸を超える100戸以下のもの 47,000円

キ 申請住戸数が100戸を超えるもの

200戸以下 のもの 74,500円			
ク 申請住 戸数が200 戸を超 300戸以下 のもの 94,000円			
ケ 申請住 戸数が300 戸を超 るもの 100,500円			
(3) 住宅用 途を含む建 築物(住戸部 分を除く。) 及び非住宅 建築物 次 に掲げる区 分に応じそ れぞれ次に 定める額			
ア 床面積 の合計が 300m <sup>2</sup> 以下 のもの 5,000円			
イ 床面積 の合計が 300m <sup>2</sup> を超 え2,000m <sup>2</sup> 以下のも の 15,500円			
ウ 床面積 の合計が 2,000m <sup>2</sup> を 超え5,000 m <sup>2</sup> 以下の もの 47,000円			
エ 床面積 の合計が			

5,000m<sup>2</sup>を  
超え  
10,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の  
74,500円  
オ 床面積  
の合計が  
10,000m<sup>2</sup>  
を超える  
25,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の  
94,000円  
カ 床面積  
の合計が  
25,000m<sup>2</sup>  
を超える  
もの  
117,500円

2 1以外の場

合

(1) 一戸建  
ての住宅  
19,000円

(2) 住宅用  
途を含む建  
築物の住戸  
部分 次に  
掲げる区分  
に応じそれ  
ぞれ次に定  
める額

ア 申請住  
戸数が1  
戸のもの  
19,000  
円

イ 申請住  
戸数が1  
戸を超  
5戸以下  
のもの  
33,000円

ウ 申請住

戸数が 5 戸を超えるもの	48,000円			
戸数が10戸以下				
戸数が10 戸を超えるもの	70,000円			
戸数が25戸以下				
戸数が25 戸を超えるもの	101,500円			
戸数が50戸以下				
戸数が50 戸を超えるもの	150,500円			
戸数が100戸以下				
戸数が100 戸を超えるもの	205,500円			
戸数が200戸以下				
戸数が200 戸を超えるもの	269,500円			
戸数が300戸を超えるもの	316,500円			
(3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞ				

れ次に定める額  
ア 床面積の合計が  
300m<sup>2</sup>以下のもの  
55,500円  
イ 床面積の合計が  
300m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以下のもの  
96,000円  
ウ 床面積の合計が  
2,000m<sup>2</sup>を超えて5,000m<sup>2</sup>以下のもの  
151,500円  
エ 床面積の合計が  
5,000m<sup>2</sup>を超えて  
10,000m<sup>2</sup>以下のもの  
197,000円  
オ 床面積の合計が  
10,000m<sup>2</sup>を超えて  
25,000m<sup>2</sup>以下のもの  
237,000円  
カ 床面積の合計が  
25,000m<sup>2</sup>を超えるもの  
276,500円  
(4) 住宅用途を含む建

建築物の住宅  
用途以外の  
部分及び非  
住宅建築物  
次に掲げ  
る区分に応  
じそれぞれ  
次に定める  
額  
ア 床面積  
の合計が  
300m<sup>2</sup>以下  
のもの  
125,000円  
イ 床面積  
の合計が  
300m<sup>2</sup>を超  
え2,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の  
206,000円  
ウ 床面積  
の合計が  
2,000m<sup>2</sup>を  
超え5,000  
m<sup>2</sup>以下の  
もの  
295,500円  
エ 床面積  
の合計が  
5,000m<sup>2</sup>を  
超え  
10,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の  
365,500円  
オ 床面積  
の合計が  
10,000m<sup>2</sup>  
を超え  
25,000m<sup>2</sup>  
以下のも  
の  
433,500円  
カ 床面積

		<p>の合計が 25,000m<sup>2</sup> を超える もの 494,500円</p>		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申請を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出に基づく低炭素建築物新築等計画変更の認定申請	<p>建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査の項手数料の額の欄の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申請を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算し</p>		

て得た金額

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の春日部市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。